

パイプライン埋設地の転用に伴う誓約書

令和 年 月 日

児島湾土地改良区

理事長

殿

令和 年 月 日付私等申出の農地転用に関し、下記転用予定地番の周辺にパイプラインが埋設されており、構造物建設及び調査について次の事項を遵守することを誓約いたします。

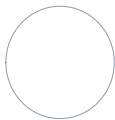
記

- 1 パイプライン埋設地に排水管等構造物を設置する場合には、パイプラインに影響を与えないよう試掘等により周辺を調査するものとする
- 2 試掘等調査にかかった費用については当該転用原因者で負担する
- 3 万一、工事施工中にパイプラインが毀損した場合には、原因者の負担にて復旧を行う
- 4 パイプラインが毀損した場合には、児島湾土地改良区に報告し、児島湾土地改良区及び関係機関と協議を行う

以上については、次の物件表示によるものを対象とする。

土地の所在地 市 番

面積 m²

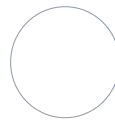


転用組合員

住 所

氏 名

印



転用関係者

住 所

氏 名

印

連絡先

児島湾土地改良区 施設管理課

086-262-0310